

身体的拘束最小化にかかる揭示事項

身体的拘束に関する基本的な考え方

1. 身体的拘束は、人間の尊厳にかかわる重大な問題であり、基本的人権を侵す行為であるという認識を持つ
2. 身体的拘束は、身体的・精神的弊害をもたらす可能性があるため、行わないことを原則とし、やむを得ない場合にのみ行われるものとする
3. 身体的拘束が必要であると判断された場合でも、身体的拘束以外の代替え方法を必ず検討する
4. 身体的拘束をやむを得なく行う場合は、身体的拘束基準に従い実施し、経過の観察と定期的なアセスメントを行い、身体的拘束解除に向けた計画を立案し実施する

身体的拘束最小化に向けた体制

以下の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等の最小化のための体制を維持・強化する。

1. 身体的拘束最小化委員会の設置

①設置目的

- ・院内での身体的拘束ゼロに向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束ゼロに関する職員全体への指導と教育
- ・高齢者虐待・身体的拘束に関するマニュアルの見直し

②委員会の構成メンバー

- ・院長・副院長兼看護部長・看護師長・看護主任・事務長・看護補助者統括主任
- ・看護補助者主任・理学療法士・栄養科室長・管理薬剤師・専任看護師

◆委員長:安全管理対策委員会の委員長

※上記構成メンバーのほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

③委員会の開催

- ・1か月に1回の定期開催
- ・必要時は随時開催

2. 委員会の役割

- ・身体的拘束最小化における計画の実施と評価
- ・身体的拘束ゼロに向けた職員教育
- ・医師・看護職員など多職種との連携

3. 委員会の検討事項

- ・身体的拘束最小化推進に関する指針等の見直し
- ・「身体的拘束等」の実施状況についての検討・確認(指針に沿って実施しているか)
- ・身体的拘束の代替案、拘束解除に向けての評価・検討
(代替案に関しては、拘束を行わずケアするための用具を職員から提案したり、その提案された用具の導入を積極的に取り入れたりする。)
- ・病棟ラウンド(1回/月→小委員会開催日に実施)
- ・毎月の委員会議事録に身体的拘束の実施割合を集計し記載・揭示
- ・職員全体への教育、研修会の企画・実施

4. 記録及び周知

委員会での検討内容・結果については委員会の議事録を作成し保管する。

職員への周知は、議事録をもって行う。

身体的拘束等最小化のための職員研修に関する基本方針

1. 全職員を対象とした身体的拘束等に関する教育研修を定期開催する。
(年2回以上:新採用者・中途採用者への研修も実施する。)
2. 研修は委員会で年間計画を立てる。実施日・実施場所・方法・内容等を全職員へ発信し、参加を促す。
3. 研修内容の記録を保管する。